
盛岡市立下橋中学校校舎安全対策修繕に係る設計概要書

盛岡市教育委員会

1 件名

盛岡市立下橋中学校校舎安全対策修繕に係る実施設計業務委託

2 業務概要

本設計は、校舎における危険箇所の早期改修を図るための修繕について「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」に基づき、教育委員会及び学校と協議をして、実施設計図書一式を作成するものとする。

3 基本方針

学校施設については「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画（平成28年から37年度まで）」に基づき、大規模改修による長寿命化等を実施しているが、施設規模が大きいことに加え、使用しながら施工する必要があり、長期の施工期間や多額の費用を要することから、短期間で複数の施設を全面的に改修することは困難な状況である。

一方で、建設年度が古い施設が多く、劣化・老朽化が進行しており、安全な学校生活を送る上で、早期の改修が喫緊の課題となっている。そのため、「盛岡市立小中学校校舎安全対策改修計画」に基づき、大規模改修が予定されている施設の一部を先行する形で、早期に危険箇所の修繕を実施し、安全な学習環境を確保するものである。

4 対象施設

(1) 施設名

盛岡市立下橋中学校

(2) 敷地概要

項目	詳細
所在地	盛岡市馬場町1番1外
学校用地	17,341.00㎡
用途地域	第一種住居地域
建蔽率/容積率（％）	60/200

(3) 改修対象棟

用途・棟番号	建築年	構造	階数	延床面積 (㎡)	備考
学校校舎8-1	S45.3	鉄筋コンクリート造	5	1,669	
学校校舎8-2	S46.3	鉄筋コンクリート造	5	684	
学校校舎8-3	S47.3	鉄筋コンクリート造	5	1,732	
学校校舎11	S48.3	鉄筋コンクリート造	5	1,360	
計				5,445	

5 修繕の概要

(1) コンセプト

- ア 修繕中の学校生活への支障を最小限とするよう、円滑かつ効率的な計画とすること。
- イ 改修履歴や今後の利用見通しを考慮し、最適な修繕方法を採用した計画とすること。
- ウ 誰もが安心して過ごせるよう施設のバリアフリー化等による機能向上に努めた計画とすること。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、段差解消のためのスロープ等の整備を考慮した計画とすること。
- エ 省エネルギー化への対応や環境負荷を考慮した仕様・工法の採用、修繕規模を必要最低限にする工法とすること。将来の照明器具のLED化へ対応可能な計画とすること。
- オ 地域の良い景観形成に配慮した計画とすること。

(2) 実施する修繕

種 別	内 容
建築	・外壁の改修（浮き・クラック補修、塗装）、バルコニーの改修 ・屋根・屋上の改修（塗装、カバー、防水更新） ・玄関スロープ（内外部）、手すりの設置、外部階段の改修 ・防火戸の改修（戸の交換・設置、調整、ヒンジ等交換等） ・階段室等内壁・天井躯体劣化部補修（剥落・落下の恐れがある場合） ・外壁吹付材（アスベスト調査） ・玄関戸オートロック
機械設備	・受水槽の不具合箇所改修 ・消火設備更新・撤去（消火用ポンプ、消火栓、配管等） ・洋式便器5台交換（ブース改修、和式便器撤去共）
電気設備	・キュービクルの不具合箇所改修 ・自動火災報知設備機器更新・撤去（感知器・防災盤等） ・非常放送設備機器更新（放送盤、スピーカー・放送卓等） ・防火戸の改修（感知器・連動制御盤等） ・玄関戸オートロック及び監視カメラ ・LED照明器具への更新

(3) 計画事業費（税込み）

346,300千円

(4) 修繕の期間

修繕の主な期間は次のとおりとする。ただし、学校生活への影響等のため、期間を見直す必要が生じた場合はこの限りではない。

- | | |
|----------|------------|
| ・キュービクル等 | 令和8年度～10年度 |
| ・受水槽等 | 令和8年度～10年度 |
| ・屋根・外壁等 | 令和8年度～10年度 |
| ・屋内消火栓等 | 令和8年度～10年度 |

6 設計の主な業務

(1) 設備機器等の検討

設備機器及び材料等を選定するに当たっては、機能性、経済性、施工性等について、比較検討の上、提案を行う。

(2) 修繕計画の検討

各行事（式典等）、動線確保（ごみ収集、牛乳搬入、給食提供、給油車両の乗り入れ等）、防犯対策、学校開放（体育館、グラウンド等）、駐車スペースの確保等について配慮し、教育環境、学校運営、近隣等への影響を最小限とするよう計画する。

(3) 実施設計図書一式の作成

設計要領書により、関係者と協議決定の上、建築、機械設備、電気設備の実施設計を行う。

(4) 建築建材のアスベスト含有調査（定性分析）、シーリング材のPCB調査（1次）

7 特記事項

(1) 各種関係法令及び基準等を遵守すること。

(2) 「(小・中)学校施設整備指針(文部科学省大臣官房文教施設企画部)」及び「学校環境衛生基準」に十分配慮すること。

(3) 修繕費概算書の作成にあたり、概算修繕費算定に必要な数量を工種別に整理すること。

なお、修繕費の算定は、種目及び主な科目ごとに算定し、市が事業の進捗や修繕価格の変動に合わせて入れ替えることができる構成とすること。

(4) 計算に使用した理論、公式及び適用基準等並びに計算過程を明記すること。

(5) 契約後速やかに、発注者から事業の趣旨説明を受け、業務に着手すること。

(6) 定めのない事項及び発注者と受注者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(7) 設計に基づき発注される修繕において、大幅な設計変更の無いよう、十分に調査をした上、工法検討及び脱漏のないよう取りまとめること。